

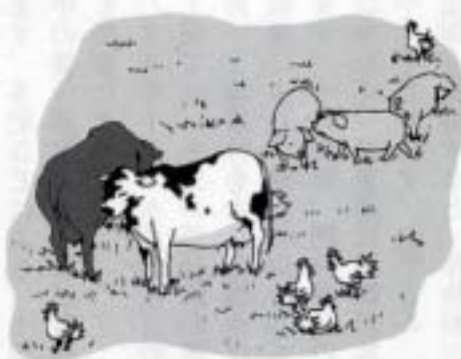
## 牛肉トレーサビリティ

### 法が公布

今回は牛肉の安全性に対する取り組みについて紹介します。

昨今、BSE（牛海綿状脳症）や食肉偽装表示事件、無登録農薬の使用など食品への安全性が問われる事件が多く発生しています。

これらの事件により、消費者の食品への不安などから、食品の安全、安心に対する関心が高まって



います。

そこで二〇〇三年六月十一日に、牛肉のトレーサビリティ法が公布され、二〇〇三年十二月一日から牛に関する情報の記録及び管理が義務化されました。トレーサビリティとは「トレース」（足跡を追う）と「アビリティ」（できること）を合わせた言葉で、直訳すると「追跡可能性」となり、生産農場から食肉の流通及び製造・加工の各段階までの履歴が遡れることを意味しています。

牛肉のトレーサビリティ法の正式名称は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」です。この法律により全国の全ての牛は、十桁の番号のついた耳標（個体識別番号）が装着されます。牛の出生や性別・品種・飼養地などが個体識別台帳に記録されることにより、牛の移動を追跡することができる個体識別



全頭個体識別ができる耳標を装着

システムが構築されました。

また、食肉向けにされた牛は、と畜時にBSE検査がおこなわれ、BSE陰性牛のみが食肉となり、流通業者を介して消費者の皆さんに供給されます。さらに二〇〇四年十二月一日からは、特定牛肉への個体識別番号の表示が義務化され、個体識別番号が表示されます。

流通段階の不正を防止するため

と畜の枝肉から採取した牛肉と、小売店で販売されている牛肉のDNA鑑定をおこない、表示されている個体識別番号と同一の牛肉が販売されているか確認することも可能になります。

また、スーパーなどの食肉店以外の外食事業者（精肉を主に扱う料理の専門業者・焼肉店・しゃぶしゃぶ店・ステーキ店・すき焼き店）についても、店頭で個体識別番号の表示が義務づけられます。

現在、この個体識別システムの活用方法として、次のことが想定されます。

①万が一、BSEが発生した場合、牛の移動履歴が簡単に確認でき、食肉の安全を確保することができます。

②店頭で購入した国産牛肉の生年月日や性別、生産県（生産者名）がインターネットを通じて確認

できます。これにより生産者と消費者が身近なものとなり、両者の認識や理解が深まります。

③今後、牛の血統情報や疾病、診療履歴等を一元管理することが可能となり、酪農や肉用牛生産

振興制度の効率化が図られます。詳しくは、農林水産省のホームページに記載されている「食品の

トレーサビリティ」  
(<http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>)をご覧ください。